

3階直結直圧給水に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の3階までの部分に直結直圧給水する場合の給水装置の設計及び施工等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用条件)

第2条 この要綱の適用条件は、次のとおりとする。ただし、天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が3階直結直圧給水に適しないと判断した場合を除くものとする。

- (1) 分岐可能な配水管の口径は、50ミリメートルから300ミリメートルまでとする。
- (2) メーターの口径は、20ミリメートル、25ミリメートル、40ミリメートル、50ミリメートル及び75ミリメートルとし、分岐しようとする配水管の口径よりも小口径とする。なお、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条第1項第2号の規定に基づき、計画使用水量に応じたものとする。
- (3) 分岐しようとする配水管の位置において、最小動水圧が0.25Mpa以上を有すると管理者が認めた場所とする。
- (4) 逆流防止及び給水装置の維持管理のため、メーターの2次側直近にバルブ（口径20ミリメートルから50ミリメートルについては、ボール式止水栓（トンボ・ロング）、口径75ミリメートルについては、ソフトシール仕切弁）及び逆止弁（口径20ミリメートルから50ミリメートルについては、単式逆止弁（JWWA B129）、口径75ミリメートルについては、単式逆止弁（JWWA B129準拠品）又はスイング式逆止弁（JIS B2031））を設置しなければならない。

(既設建築物の切替え)

第3条 既設建築物を3階直結直圧給水に切替えする場合は、次に掲げるすべての事項を満たさなければならない。この場合において、管理者は、既設建築物の平面図、各階平面図、配管系統図、その他必要とされる書類等の提出を求めることができる。

- (1) 前条の適用条件に適合していること。

- (2) 既設給水装置を使用する場合は、口径、材質、その劣化状態等を調査し、必要に応じ布設替え等の処置を講じること。
- (3) 現行の使用水量、使用状況等を調査し、直結直圧給水への適合性について確認すること。
- (4) 直結直圧給水方式と既設の受水槽式給水装置との併用は認めない。
- (5) 天理市上下水道局要綱「受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱」に基づいて切替えを行うこと。

(事前協議申請及び工事申込み)

第4条 対象建築物に新たに3階直結直圧給水を受けようとする者は、給水装置工事の申込みに先立ち、3階直結直圧給水事前協議申請書（新規・変更）（様式第1号）を管理者に提出し、回答を受けなければならない。回答を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 管理者は、前項の申請について回答するときは、3階直結直圧給水事前協議回答書（新規・変更）（様式第2号）により行うものとする。
- 3 当該工事の申込者は、前項の回答書により3階直結直圧給水を認められた場合において、設計着手前に、この要綱に定める事項について調査を行い、次項に掲げる基準に留意し、管理者と協議しなければならない。また、当該工事を申込みときには、前項の回答書の写し及びこの要綱に定める事項を遵守する旨の誓約書（様式第3号）を同時に提出しなければならない。
- 4 当該工事の申込者は3階直結直圧給水を行う場合は、水理計算をおこないメーター口径を決定するものとし、水理計算に用いる設計水圧は0.2Mpaとする。なお、水理計算の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径50ミリメートル以下の場合は、ウエストン公式により口径75ミリメートルについてはヘーゼン・ウィリアムズ公式による。
 - (2) 計画使用水量の計算は、同時使用水量（瞬時最大流量）の算定方法により、建物用途、水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮して最適な方法を選択しておこなわなければならない。
 - (3) 給水管の管内流速は2.0m/秒以下とする。

5 既に3階直結直圧給水を受けている建築物の譲渡が行われた場合において、第2項の規定により回答を受けた内容に変更がないときは、譲渡による新たな当該建築物の所有者は、第3項の誓約書（様式第3号）のみを提出するものとする。

（3階直結直圧給水建築物の所有者の責務）

第5条 所有者は、3階直結直圧給水建築物の譲渡又は賃貸を行うときは、この要綱に定めた内容を遵守するよう譲受人又は賃借人に通知しなければならない。

2 所有者は、3階直結直圧給水建築物の用途を変更する場合は、管理者に届け出て、協議しなければならない。

3 所有者は、第2条第4項に規定するバルブ等について、維持管理をしなければならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。